

広島県放課後子供教室推進事業
大学生ボランティアチーム「ワクワク学び隊」派遣実施要項

広島県教育委員会

1 趣 旨

この要項は、県内の市町が実施している放課後子供教室推進事業を充実するため、県内の大学生ボランティアチーム「ワクワク学び隊」（以下、「ワクワク学び隊」という。）を派遣することに関して、必要な事項を定める。

2 派遣の対象

「ワクワク学び隊」は、文部科学省が定めた「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」又は広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が定めた「広島県放課後子供教室推進費補助金交付要綱」による補助金の交付を受けて県内の市町が開設している放課後子供教室（以下、「放課後子供教室」という。）を対象に派遣する。

3 「ワクワク学び隊」の活動

「ワクワク学び隊」の活動は、放課後子供教室に参加している子供を対象とした体験・交流・学習とする。

4 募集

県教育委員会は、県内の大学の協力を得て「ワクワク学び隊」を募集する。

5 登録

(1) 登録の要件

県教育委員会が「ワクワク学び隊」として登録する要件は、次のとおりとする。

ア 原則として県内の大学に在学する学生で、複数人で構成されていること

イ 政治・宗教・営利活動を目的としないこと

(2) 登録の有効期間

「ワクワク学び隊」の登録有効期間は、登録の日から登録の日が属する年度の末日までとする。

(3) 登録データの管理

県教育委員会は、登録されたデータを適正に管理するものとする。

6 派遣

(1) 派遣の依頼

「ワクワク学び隊」の派遣を希望する市町は、県教育委員会に派遣を依頼するものとする。

(2) 派遣の決定

県教育委員会は、派遣依頼のあった市町と「ワクワク学び隊」との調整を行い、派遣を決定する。

(3) 派遣の中止

県教育委員会は、「ワクワク学び隊」の派遣に関わって支障がある場合には、該当する市町と協議した上で派遣を中止することができる。

7 秘密を守る義務

「ワクワク学び隊」として派遣される者は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 保険

県教育委員会は、「ワクワク学び隊」を放課後子供教室に派遣する際には、派遣する大学生ボランティアを被保険者とする傷害及び損害賠償の保険に加入する。

9 その他

この要項に定めるもののほか「ワクワク学び隊」の派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。